

貸付事業のご案内

繰上償還の手続について

繰上償還の手続は
無料でできて簡単ケロ!



繰上償還とは、毎月・ボーナス償還とは別に、借入額の一部(または全部)を償還できる制度です。

早めに繰上げるにより**利息負担が軽減**されます。また、公立共済は、繰上償還の**手数料が無料**です。

10万円(ボーナス併用償還は20万円)からご利用できますので、資金に余裕ができた際には、ぜひご検討ください!

1 繰上償還手続の流れ

① 申出書(※1)の提出

「繰上償還申出書」は所属を通じ、貸付担当へ提出
(毎月10日締切)

② 振込依頼書の送付

貸付担当から所属を通じ、振込依頼書を送付
(締切月の翌月初旬)

③ 期限までに納付(※2)

振込依頼書により、期限までに繰上償還額を納付
(締切月の翌月20日まで)

(※1)「繰上償還申出書」は、公立学校共済組合東京支部ホームページに掲載されています。ダウンロード方法は、右のページをご覧ください。
(※2)みずほ銀行から振込みをする場合は、振込手数料がかかりません。

2 一部繰上償還の種類

(1) 期間短縮型 **おすすめ!**

- 一回当たりの償還額は、繰上償還する前とほぼ同じ金額です。
- 償還期間が短縮され、償還回数が減ります。
- 返済が早く終わり、償還額軽減型よりも利息軽減効果は高くなります。



(2) 償還額軽減型

- 一回当たりの償還額を減らすことができます。
- 償還回数の変更はありません。
- 毎月の負担を減らすことができ、利息軽減効果もあります。



※同じ繰上金額でも償還申出のタイミングが早いほど、利息軽減効果は大きくなります。
※二種別以上の貸付けがある場合、残高が多い方から繰上げると利息軽減効果がアップします。

3 Q & A

Q1 繰上償還をするのに、手数料はかかりますか?

A1 手数料はかかりません。
締切月の翌月に送付する振込依頼書を使用して、みずほ銀行から振込んでいただくと、振込手数料がかかりません。みずほ銀行以外の金融機関から振込みをされますと、振込手数料がかかります。

Q2 繰上償還をしたいのですが、未償還元金がいくらなのか分かりません。

A2 平成30年1月送付または貸付決定時に送付した償還表で、右ページの「繰上償還受付期間」の給料控除最終控除月の未償還元金の金額をご確認ください。

Q3 繰上償還を検討していますが、どのような点に注意すればよいですか?

A3 繰上償還は利息負担が軽減されるメリットがありますが、繰上時は一時的に手元のお金が減りますので、無理のない範囲で繰上償還額を設定されることをおすすめします。
また住宅借入金等特別控除を受けられている方は、償還期間の合計が10年(償還回数120回)未満に短縮されると控除対象外となりますので、ご注意ください。

Q4 今年度末に退職するので、退職前に全額繰上償還をして完済したいのですが、手続は可能ですか?

A4 今年度末に退職される方についても、繰上償還は可能です。ただし、第10回(令和2年12月11日から令和3年1月8日まで)が最終受付となります。なお、繰上げのタイミングは早ければ早いほど利息の負担が軽減されますので、お早めにご手続されることをおすすめします。

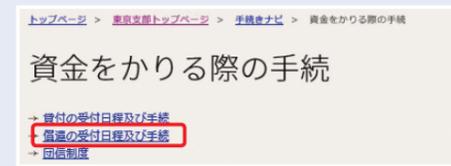
繰上償還受付日程及び申出書の掲載場所のご案内 (公立学校共済組合東京支部ホームページ)

公立学校共済組合東京支部 **検索**

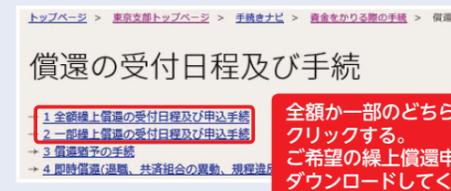
1 手続きナビの「資金をかりる際の手続き」をクリック



2 「償還の受付日程及び手続」をクリック



3 全額繰上償還の受付日程及び申込手続 一部繰上償還の受付日程及び申込手続



繰上償還受付期間

回	繰上償還申込受付期間	納付月(納付期限)	給料控除最終月
4	6月11日～7月10日	8月20日	8月
5	7月13日～8月7日	9月18日	9月
6	8月11日～9月10日	10月20日	10月
7	9月11日～10月9日	11月20日	11月
8	10月12日～11月10日	12月18日	12月
9	11月11日～12月10日	1月20日	1月
10	12月11日～1月8日	2月19日	2月
11	1月12日～2月10日	3月19日	3月

※3月退職者は、第10回が最終受付です。

繰上償還の手続は
こちらから見えるケロ!



<https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/shikin/shokan/index.html>



全額繰上償還申出書(記入例)

◎全額繰上償還

未償還元金は、繰上償還の受付日程表の給料控除最終月の償還表の未償還元金の金額をご記入ください。

一部繰上償還申出書(記入例)

◎一部繰上償還

一部繰上償還後の償還方法を1から4までの希望する償還方法を選択してください。
ボーナス償還だけを先に繰上げて償還することもできます。
なお、繰上償還申出時の未償還回数よりも償還回数を増やすことはできません。

全額・一部繰上償還ともボーナス併用償還の場合、6月・12月納付期限以外に納付する際は、ボーナス経過利息が加算された振込依頼書が送付されます。

問合せ先 給付貸付課貸付担当 ☎03-5320-6823